

9月の安全運転のポイント

2025年9月号

令和7年9月21日（日）～30日（火）までの10日間、秋の全国交通安全運動が実施されます。その推進要綱の中に、全国重点事項の一つとして「ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進」が掲げられています。今回は全国重点事項を達成するためのポイントについてまとめてみました。



重点事項を達成するための推進項目

実施要綱では、「ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進」に関する主な推進項目として、次の事項を掲げています。

- ① ながらスマホの根絶
- ② 飲酒運転の根絶
- ③ 妨害運転等の防止対策
- ④ 夕暮れ時以降の交通事故防止対策
- ⑤ 運転者の歩行者優先意識等の徹底
- ⑥ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- ⑦ 高齢運転者の交通事故防止対策
- ⑧ 二輪車の運転者に対する広報啓発

ここでは、上記①～⑤について、そのポイントをまとめることにします。



走行中のスマホ使用禁止



ながらスマホの根絶

走行中にスマートフォン等を使用すると、周囲（特に前方）への注意が大きく低下して、事故を引き起こす危険が高まりますので、走行中はスマートフォン等を使用しないことを徹底しましょう。

また、走行中に着信音が鳴るだけでも、それに気を取られて前方への注意が欠けることがあります。走行中は電源を切っておくか、マナーモードやドライブモードにしておきましょう。



飲酒運転の根絶

飲酒運転は重大事故を引き起こす大きな原因となる、極めて危険で悪質な犯罪行為です。いかなる場合でも、飲酒運転は絶対にしてはなりません。

また、二日酔いでも酒気が残っていれば「酒気帯び運転」となり、処罰の対象となります。翌日に運転する予定があるときは、前日の夜の飲酒は控えるようにしましょう。



酒気が残っていれば飲酒運転

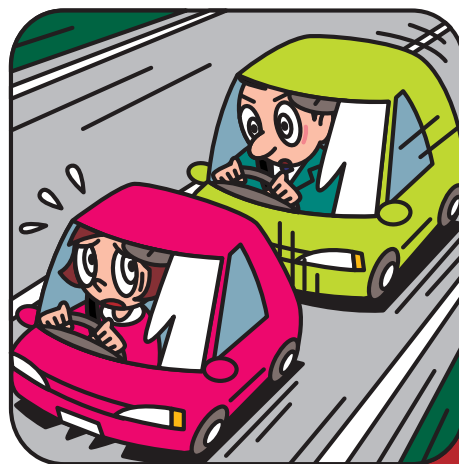


妨害運転等の防止対策

前車との車間距離を異常に詰めたり、威嚇するようなクラクションを鳴らして進路を譲るよう強要したり、相手を執拗に追い回すなどして、相手の運転を妨害する運転は、交通事故を起こす危険があるだけでなく、運転者同士のトラブルの要因になりますので絶対にやめましょう。また、自分では妨害するつもりはなくても、相手からは妨害運転だと見なされて、トラブルになることもあります。

こうした事故やトラブルを避けるために、前車との車間距離を十分確保し、その距離を維持する、進路変更や追い越しはできるだけ控える、クラクションの使用は極力避けるなどの運転を心がけましょう。

なお、万一に備えて、車の前後にドライブレコーダを装着しておくといよいでしょう。



車間距離の詰めすぎは妨害運転



夕暮れ時以降の交通事故防止対策

夕暮れ時以降とは、日没後以降をいいますが、日没後の1時間は横断中の歩行者との事故が多いことや、夜間は昼間に比べて死亡事故が起こりやすいという特徴があります。日没後にヘッドライトを点灯するのではなく、日没前に早めに点灯して自車を目立たせ、歩行者に自車を見落とされないようにするとともに、歩行者等の多いスーパーマーケットやコンビニエンスストア付近を走行するときは、速度を落として走行しましょう。

また、夜間においては、交通量の多い市街地などや、対向車と行き違うとき、前車の直後を走行しているときを除いて、ヘッドライトは可能な限り上向きにして、歩行者等の早期発見に努めましょう。



日没前にヘッドライト点灯



運転者の歩行者優先意識等の徹底

歩行者や自転車はちょっと接触しただけでも重大な人身事故につながります。歩行者や自転車の側方を通過するときは、安全な間隔をあけるか、それが無理な場合には徐行しましょう。

また、信号機のない横断歩道に接近する場合は、次のことを守りましょう。

- ①横断する歩行者や自転車がいらないことが明らかなときは、そのまま進むことができます。
- ②横断する歩行者や自転車がいないか明らかでないときは、横断歩道の手前（停止線がある場合は停止線の手前）で停止できる速度に落として進行します。
- ③歩行者や自転車が横断していたり、横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止をして、歩行者や自転車の通行を妨げないようにします。



横断歩道は歩行者優先

「お問い合わせ先」

I T'S 保険サービス株式会社

〒417-0055 静岡県富士市永田町1丁目94契機スクエア3F

T E L : 0545-32-8000 F A X : 0545-32-8001

